

令和5年5月8日

保護者の皆様

豊川市立長沢小学校

校長 河合 正浩

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について（お知らせ）

薫風の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご存知の通り、新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法施行規則一部改正の省令が発出され（令和5年5月8日施行）第二種感染症に位置付けられたことに伴い、その対応の見直しが行われました。本校におきましても市教育委員会からの通知を受け下記のように対応いたします。保護者の皆様におかれましては、大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 【主な変更点】

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨する。
- ・この改正により、以後、濃厚接触者としての特定は行われないことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としない。

#### 【その他】

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、学校を休ませたい場合は、学校へご相談ください。
- ・これまで各御家庭にお願いしておりました毎朝の「健康観察表」への記入・提出は休止しますが、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登校しないようにお願いします。ただし、今後は欠席扱いを原則とします。
- ・医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはしませんので、ご家庭での判断でお願いします。

（ この件に関するお問い合わせ 長沢小学校 教頭 TEL 88-3481 ）